



《会計・税務の知識》 災害時の税務

3月11日の大地震は、大きな被害をもたらしています。被災者および関係者の皆様、心よりお見舞い申し上げます。現地で救援等にあってくださっている方々、深く感謝いたします。

災害を受けた方、関連者に対して、税金面ではどのように支援しているのでしょうか。今回は、改めて災害に関する税務について整理したいと思います。

1. 納期限等の延長（全税目）

災害によって、期限までに申告・申請・届出等ができないと認められるときは、災害がやんだ日から2か月以内までの延長が認められます。

延長には、国税庁長官が地域、延長期日を指定する「地域指定」によるものと、納税者自身が所轄税務署長に申請する「個別指定」があります。

今般の地震については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に納税地がある方は、「地域指定」がありましたので、自動的に申告等の期限が延長されることとなります。延長期間は未定です。なお、平成19年7月16日におこった中越沖地震では約4か月（11月13日まで）納期限が延長されました。

2. 納税の猶予（全税目）

災害により全財産の約20%以上の損失を受けた方は、損失を受けた日以後1年以内に納付する税額等について納税が猶予されます。また、災害等を受けたことにより国税を一時に納付することができない場合には、最長で2年間納税の猶予を受けることができます。ただし、資産の損失を受けた場合と異なり、納付困難事由による納税猶予は、担保の提供が必要です。

3. 軽減免除・雑損控除（所得税）

災害によって住宅等に2分の1以上の損害を受けたときは、所得金額が1000万円以下である方は所得金額に応じて所得税額が軽減免除されます。

また、所得金額が1000万円以下の方は一定金額を所得金額から控除する雑損控除と選択適用することができます。一方雑損控除の適用は所得制限がなく、対象となる資産の範囲も広がっています。雑損控除については、2月18日発行「《会計・税務の知識》確定申告～雑損控除～」をご参考ください。<http://koyano-vp.com/page0132.html>

4. 損失の繰越控除（所得税・法人税）

所得税では雑損控除を利用して控除しきれなかった損失の金額は翌年以降3年間にわたって繰越控除ができます。なお、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災においては、特例として平成6年と平成7年のどちらで雑損控除を適用するか、選択することができました。

法人においては、災害損失にかかわらず欠損金は7年間繰り越すことができます（平成23年度税制改正によって9年に延長する予定）。欠損金の繰越は青色申告書を期限内に申告することが要件ですが、災害による損失金については、白色申告の場合でも青色申告の欠損金と同様、7年間繰り越すことができます。

5. 災害者への援助（所得税・住民税・法人税）

地方公共団体に義援金等を寄附した時には、個人については寄附金控除（所得税：所得金額の40%又は寄附金の額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除する。住民税：一定金額を税額から控除する）、法人については損金に算入することができます。

災害に際して寄附する場合、募金団体に義援金等を寄附する場合でも、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されることが、新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認されたときには、その義援金等は寄付金控除等の対象になります。寄附者は、領収書等を保存等する必要があります。

なお、物資で寄附をする場合には、物資の時価が寄附金控除の対象となります。

6. その他の税務（法人税）

一般的な法人税の保険金等に関する圧縮記帳や、資産の評価損の計上、耐用年数の短縮の制度も利用できます。その他、阪神・淡路大震災では災害損失特別勘定の損金算入や取引先へ売掛債権の免除・災害見舞金等の交際費・寄付金以外での費用処理の容認等、様々な特例が準備されました。

7. まとめ

被災者・被災地への税務の後押しはありますが、まずは節電や寄附などできることを少しずつ行動に移していきたいと思っています。（担当：山口）